

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、人権尊重教育の根幹を揺るがす深刻な問題でもある。

本校では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、鹿児島市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を踏まえ、天保山中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定し、これまでの学校での取組をより実効的なものとし、学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して、いじめ問題の克服に向けて取り組み、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

※ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などとの人的関係を指す。

※ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかれたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除く。

ア いじめの認知

- 特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

イ いじめの判断

- 表面的・形式的に行わない。
- いじめられた生徒の立場に立つ。
- 「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されないことがないように努める。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、生徒の表情や様子

をきめ細かく観察するなどして確認する。

- いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
 - ・ 外見的にはけんかのように見える場合など
 - ・ インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など
- いじめに当たると判断した場合にも、全てが厳しい指導を要するとは限らない。
 - ・ 好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など
- 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が、謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。その場合でも、学校のいじめ対策組織へ情報を共有することは必要である。
- 必要に応じて、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

【いじめの態様（例）】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 不快に感じるあだなをつけられ、しつこく言われる
 - ・ 容姿や言動について、不快なことを言われる
 - ・ 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・ 遊びや活動の際、集団の中に入れない
 - ・ わざと会話をしない
 - ・ 席を離す、避けるように通る
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ぶつかるように通行する、通行中に足をかけられる
 - ・ 遊びと称して、よく技をかけられたり、叩かれたりする
 - ・ 叩かれたり、蹴られたりすることが繰り返される
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
 - ・ 脅されてお金や品物を要求される
 - ・ 筆記用具を何度も貸しているが返却されない
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ くつを隠される
 - ・ 持ち物を取られ、傷をつけられる、ゴミ箱に捨てられる
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ 机や壁に誹謗中傷を書かれる
 - ・ 人前で衣服を脱がされる
 - ・ 脅されて万引き等をさせられる
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 - ・ ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり、個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
 - ・ いたずらや脅しのメールを送られる
 - ・ SNSのグループからわざと外される

(2) いじめの防止

(いじめの禁止)

第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(学校におけるいじめの防止)

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通

う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

ア 全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

- 「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
- 豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 「つらいことがつらいと言える」「分からないことが分からないと言える」授業づくり、「自分の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境づくりといった人権尊重の視点に立った学校づくりを進める。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する道徳教育を推進する。
- インターネットや携帯電話を利用したいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。
- 特に配慮が必要な以下の生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・ 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認（性別に関する自己意識）に係る生徒
 - ・ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒

イ 学校の取組

- 全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
- 日頃から、生徒及び保護者との信頼関係を構築する。
- 地域や関係機関との連携を図る。
- いじめの防止のための生徒の自主的な取組を支援する。
- いじめの防止の重要性を、生徒、教職員、保護者等に対し、資料等を活用して学習・研修、啓発する。

(3) いじめの早期発見

(いじめの早期発見のための措置)

- 第16 条学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

ア 早期発見に向けて

- 全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。

- 生徒の心身の状態や交友関係の状況等を多面的、客観的に把握するために、「学校生活アンケート」等を活用する。
- いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に開わりを持つ。
- いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

イ 学校の取組

- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- 地域や家庭と連携して生徒を見守る。

(4) いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を受ける等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

ア いじめが確認された場合の対応

- 組織的な対応を行う。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、当該生徒の保護者と連携を取る。
- いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家等と連携して対応する。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関と連携する。

イ 学校の体制整備

- 日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。

- 学校における組織的な対応を可能とするような体制を整える。
- 学校の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校におけるいじめの防止等の対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることについて、理解を深めておく。
- 「いじめが解消しているか」否かを被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。なお、「いじめが解消している」状態であると判断するにあたっては、次の2つの要件が満たされる必要がある。

◆ 「いじめが解消している」状態

- ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
(「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省から)

- いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、当該いじめの被害生徒及び加害生徒を注意深く観察する。

(5) 教職員の資質の向上

(学校の設置者の責務)

第7条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

ア 教職員の資質向上の必要性

- いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから研修等を通して資質向上を図る必要がある。
- いじめの問題に対し、正しい共通認識及び適切な対処を行うため、いじめの問題への対処の在り方について、理解を深めておく必要がある。

イ 学校の体制の整備

- 教職員がいじめの問題に対して、態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の研修の機会を充実させる。
- 心理や福祉の専門家を活用して、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる。

(6) 家庭、地域との連携

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。

3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止

等のための措置に協力するよう努めるものとする。

- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

ア 家庭との連携

- P T Aや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題について協議する機会を設ける。
- いじめ問題について、規範意識の醸成など、家庭と連携した対策を推進する。

イ 地域との連携

- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、地域と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

(関係機関等との連携等)

第17条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

ア 連携の必要性

- 学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。

イ 連携に向けて

- 警察や児童相談所等と適切な連携を図るために、日頃から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡協議会の開催など、情報共有体制を構築しておく。
- 法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知する。

3 学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

各学校は、国や県、市の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を明確にするために「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」と記す。）として定める。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア いじめの防止等の対策のための組織 【いじめ防止対策委員会：毎週火曜日実施】

日頃からいじめの問題等、生徒指導上の課題に関して組織的に対応するために設置している組織である「生徒指導委員会」を、いじめ防止等の措置を実効的に行う組織に充てる。

イ 組織の構成員

管理職や生徒指導主任及び各学年の生徒指導担当教員、養護教諭等をもって構成する。状況に応じて、学年主任、学級担任や部活動顧問など関係の深い教職員を追加する。

なお、重大事態に対応する場合は、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えることを検討する。

ウ 組織の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ・ 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・ いじめの疑いに関する情報があったときには、緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

エ 情報の共有

当該組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

オ 定期的な点検・見直し

当該組織は、学校の学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本は、生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育て、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることも大切である。

さらに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払うとともに、次の8項目について十分留意し、指導する。

- 道徳教育や特別活動等をとおして、生徒同士の好ましい人間関係を築く。
- いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
- いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
- いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。
- いじめを受けることや、いじめを見聞きすることがあったら、一人で悩まずに、家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。
- 生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動を計画的に設ける。
- 行事等をとおして、学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- いじめ解決に向けた、生徒の主体的な活動を支援する。

学校は、これらの取組について、家庭・地域と協力し合い、取組を推進していくことの必要性を共通理解しておく。

イ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識

し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

アンケート調査や個人面談において、生徒自らSOSを発信することやいじめの情報を教職員に報告、相談することは、当該生徒にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解する必要がある。そのため、相談を受けた際には、生徒の様子を単に見守るだけでなく、保護者と連携を図りながら、迅速に具体的に対応することが重要である。

また、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことが大切であり、学校は次の7項目において組織的・計画的に実践する。

- アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有
- 県作成の「いじめ対策必携」の活用
- 定期的な教育相談による生徒の状況の把握と情報の共有
- スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用
- 管理職をはじめ、全教職員による校内巡視等の実施
- 学校便りやPTAの会合を通じた学校の取組の発信及び情報の収集・共有

学校は、気になることについて、日頃から教職員同士や保護者と連絡を取り合う関係を築いておくことが重要である。

ウ 早期対応

(ア) 法第22条に基づく「組織」を核とした対応

学校は、学校基本方針に基づく対応方針を共有して、学校全体で取り組む。

いじめを認知した場合には、迅速で組織的な対応を心がけ、「組織」を核として、情報の共有を図るとともに、いじめを受けた生徒への支援、いじめを行った生徒への指導、周囲の生徒へのケア等について、教職員の役割分担を明確にし、必要に応じて市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。

教職員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。報告・相談を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得るという認識をもたなければならない。

(イ) いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の安全を直ちに確保してから、いじめを受けた生徒の側に立ち、絶対に守りとおすという姿勢を明確に伝え、共感しつつ話をよく聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

また、具体的な対応を示し、必ず解決することを伝え、安心感を与えるとともに、注意深く見守り、安心感をもたせながら支援を行う。

必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。対応後、「いじめが解消している」と判断した事案についても、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、担任のみならず、学校におけるチームで日常的に注意深く観察する。

(ウ) いじめを行った生徒への対応

いじめを行った生徒からも、十分に話を聴き、いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

その後、いじめは人間の生き方として絶対に許されない、卑怯な行為であることを理解させて、すぐにいじめをやめさせるとともに、傷ついた相手の気持ちを理解させ、心から謝罪できるように指導する。

さらに、学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に見守り、指導を徹底する。

生徒の発達上の悩みや葛藤などについても十分に配慮し、立ち直りを支援していく。そのために必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し、生徒の心のケアを図る。

(エ) いじめを通報した生徒等への対応

学校は、通報した生徒のプライバシーが完全に守られるよう、十分に配慮する。

また、勇気をもって教職員にいじめを通報した生徒を十分称賛するとともに、守り通すことをはっきり伝え、いじめを通報した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

(オ) いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応

いじめを行っている生徒のまわりで、一緒になって見ていることは、いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに、いじめられている生徒の気持ちになって考えると、何もしないでいることは、いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また、いじめは、他人事ではなく、自分の問題として考えさせるとともに、いじめを見かけたら、すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

(カ) 保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者に対しては、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての取組方針を伝え、誠実に対応する。

いじめを行った生徒の保護者に対しても、家庭訪問し、丁寧に状況を説明するとともに、学校としての指導方針を伝え、協力を求める。

学校は、双方の保護者ともに連絡を密にし、謝罪の場を設けるなど、誠意を尽くした対応を続けるとともに、保護者の心のケアを図るため、必要に応じて、スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

(キ) 地域や家庭、関係機関等への対応

学校は、学校運営協議会、PTA等地域の関係団体等と、いじめの問題について協議する機会を設けるなど、いじめの問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。また、いじめを発見した場合は、必要に応じて協力を依頼することも考えられる。

さらに、いじめの問題における指導において、十分な効果を上げることが困難な場合などには、児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携が必要である。

4 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合、学校は市教育委員会に報告する。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は、市教育委員会と連携して全校体制で対応する。

- ・ 事態の状況確認、情報収集、情報整理
【生徒指導部】
- ・ 生徒の状況確認と支援・指導、生徒・保護者・教職員の心のケア
【保健部】

- ・ P T A ・ 警察などとの連携など

【管理職】

(3) その他留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと、調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し、調査の実施と並行して、臨床心理相談員やスクールカウンセラーを派遣を依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

(ア) いじめられた生徒及びその保護者に対して

- ・ 調査方法や調査内容について、十分説明し、合意を得ておく。
- ・ 調査経過についても、適時・適切な方法で報告する。

(イ) 調査対象の生徒及びその保護者に対して

- ・ 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

ウ 報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、学校と市教育委員会が十分連携して対応する。

なお、自殺については、連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

エ 学校いじめ防止基本方針の公表

学校いじめ防止基本方針を、本校ホームページにのせ、生徒一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲喚起を図る。

関係機関	電話番号
鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869
鹿児島中央警察署	222-0110
荒田交番	251-4554
城南交番	226-1610
県総合教育センター教育相談課	294-2311
県中央児童相談所	264-3003
鹿児島市子ども福祉課	216-1260